

学校法人千葉工業大学公益通報等に関する規程

平成20年4月23日

制定

最終改正 令和6年3月27日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人千葉工業大学及びその設置する大学（以下「法人」という。）における公益通報及び相談（以下「通報等」という。）の処理体制、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）の保護に関する必要事項を定めることにより、法令、法人の諸規程の違反行為等（以下「不正行為等」という。）の早期発見と是正を図り、法人における法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める公益通報とは、通報者等が、法人の業務に関して組織的又は個人的な不正行為等が発生、若しくは発生のおそれがある旨をこの規程に定める法人の受付窓口に通報することをいう。

(通報者等及び通報の方法)

第3条 通報者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の職員等（役員及び労働者派遣契約その他の契約に基づき、法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。）または通報の日から1年以内に法人の職員等であった者。
- (2) 法人が委託した業務に従事している労働者、または通報の日から1年以内に従事していた労働者であった者。
- (3) 本学の学生等（研究生、科目等履修生を含む。）、または通報の日から1年以内に学生等であった者。

2 通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会のいずれかの方法とする。

3 公益通報は、原則として実名で受け付けることとする。ただし、匿名による通報等であることを理由としてその受付を拒んではならない。

(通報窓口及び通報対応業務従事者)

第4条 通報者等からの通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、学内は監査室に設置し、学外は外部の専門機関に委託できるものとする。外部専門機関は、通報等を受け付けた時、速やかに監査室に報告するものとする。

2 前項にかかわらず教学センターは、本学の学生等からの通報等を受けることができる。その場合、速やかに監査室に報告するものとする。

3 通報窓口における担当は、公益通報対応業務に従事する者（以下「従事者」という。）として指定される。

4 第7条第2項から第4項において、理事長から指名された者に対して、公益通報者を特定させる事項が伝達される場合は、指名された者も従事者として指定される。

(相談の対応)

第5条 通報窓口は、不正行為等に関する相談を受けた時は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報の対応)

第6条 監査室は、不正行為等に関する通報を受けた時又は第4条に基づく報告を受けた時は、理事長に報告する。

2 監査室は、法人役員に関係する、又は関係すると疑われる通報内容を受け付けた場合は、監事とその後の方針について協議を行い、対応を決定する。

2 理事長は、公益通報として受理する場合は、学内理事会に報告しなければならない。

(事実確認)

第7条 理事長は、通報等の内容について事実関係の調査・確認を監査室に指示する。

2 理事長は、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家若しくは法人の監事に意見を求めることができる。

3 理事長は、必要に応じて事実確認を行うための委員会を設置することができる。

4 事実確認の対象部署及び関連部署の職員は、協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(是正措置等)

第8条 理事長は事実確認を終えたときは、学内理事会にその結果について報告するものとする。

2 学内理事会は、前項の報告により、不正行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(通知及び公表)

第9条 学内理事会は、匿名による通報を除き、通報者等に対して被通報者の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、当該事実確認の結果及び是正措置等について通知するものとする。

2 公益通報の内容及び是正措置等に関し、必要と認められる場合は、適宜公表する。

(通報者等の保護)

第10条 学内理事会は、通報者等が公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを被ることがないように適宜確認し、別に定める通報者等の保護に必要な措置を講じさせ、通報者等の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。

2 学内理事会は通報者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、就業規則に基づき処分を行うことができる。

(秘密保持)

第11条 この規程に定める業務に携わる者及び携わった者は、業務を通じて知り得た個人情報及びプライバシーについて、その保護に努める。ただし法令等の定めにより開示の必要があるときは、この限りではない。

2 学内理事会は、前項の規定に違反した職員に対し、就業規則に基づき処分を行うことができる。

(利益相反関係の排除)

第12条 監査室、学内理事会の構成員及び被通報者は、自らが関係する不正行為等に関する通報等の処理に関与してはならない。

2 この規程に定める業務に携わる者は通報等の処理にあたり、公平性、中立性及び専門性の確保に努めなければならない。

(懲戒処分等)

第 13 条 学内理事会は、第 8 条第 1 項の報告により、不正行為等が明らかになった場合は、当該不正行為等に関与した職員等に対し、就業規則に基づく必要な処分や、告訴・告発等の措置を講じるものとする。

(不正を目的とする通報)

第 14 条 通報者等は、虚偽又は他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則又は学則、法令等に基づき、必要な処分や措置を講じることができる。

(事務処理)

第 15 条 この規程に関する事務は、監査室が担当する。

(雑則)

第 16 条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。